

## 船舶事故調査報告書

平成28年8月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年7月25日 15時40分ごろ
発生場所	福岡県北九州市藍島北西方沖 大藻路岩灯標から真方位313° 2.0海里付近 (概位 北緯34° 01.9′ 東経130° 46.9′)
事故の概要	漁船 <sup>ほしん</sup> 芳信丸は、東進中、また、プレジャーボートビーナスIIは、南東進中、両船が衝突した。 芳信丸は、左舷船首部外板に擦過傷を生じ、また、ビーナスIIは、右舷前部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成28年1月15日、調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 芳信丸、1.54トン YG3-56904（漁船登録番号）、個人所有 第291-38471号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート ビーナスII、5トン未満（長さ9.60m） 290-41114福岡、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 右舷前部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	船長Aは、漁場から帰航中、左舷船尾方から接近するB船を認めた が、B船がA船の進路を避けて追い越すものと思ってB船から視線を 外し、針路を保持して航行を続けた。 船長Bは、釣り場から帰航中、突然、意識がもうろうとした状態と なったが、航行を続けていたところ、右舷船首至近にA船を認めた。
分析	A船は、船長Aが、B船がA船の進路を避けて追い越すものと思 い、B船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、B船が A船の進路を避ける気配を示さずに接近してくることに気付かなか ったものと考えられる。 B船は、船長Bが意識がもうろうとなつて見張りを行うことが困難 な状態で航行したこと、至近に接近するまでA船の存在に気付か なかつたものと考えられる。

	<p>船長Bが、本事故当時、意識がもうろうとした状況については明らかにすることができなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船の船長Aが、B船はA船の進路を避けて追い越すものと思い、見張りを適切に行っておらず、また、B船の船長Bが、意識がもうろうとなって見張りを行うことが困難な状態で航行したため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>